

令和6年第11回玉名市農業委員会総会議事録

令和6年10月7日（月）午後2時 玉名市民会館 会議棟 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	梅田 政次郎
5番	坂本 正敏	6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子
9番	上田 龍介	10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登
14番	宮永 義一	15番	上土井 幸治	16番	古田 知明	17番	池田 秀昭
18番	後藤 雄一	19番	坂門 聡一				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

13番 高本 昌揮

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	岡田 正治	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一
推5	小山 高廣	推6	縄田 伊知郎	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二
推9	平野 雅久	推10	徳山 幸博	推11	柴尾 覚	推12	森尾 由成
推13	美崎 毅	推14	島村 和久	推16	今上 隆	推17	坂口 春義
推19	丸山 和則						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推15 大家 保 推18 中村 輝美

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	西山 美和	係長	園木 俊範	主任	大原 三和
主任	村上 寛子	主任	酒井 史浩				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

第51号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（5条許可後）

第52号 農地法第4条の規定による許可申請について

第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

第54号 農用地利用集積計画の決定について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さんこんにちは。定刻前ではございますけれども、皆さん御出席ですので総会を始めたいと思います。本日は、農業委員総数19名のうち高本委員から欠席の届け出があっており、18名の御出席でございます。

また、最適化推進委員は総数19名のうち、大家委員、中村委員から欠席の届け出があっており、17名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しております。

それでは、ただいまより、令和6年第11回玉名市農業委員会総会を開会します。

—————○—————

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆様、こんにちは。朝夕は過ごしやすくなりましたけれど、昼間はちょっと暖かいかなと、体調のほうには気をつけていただきたいと思います。

それから、10月に入りまして稲刈りのほうも始まったところもあると思いますけれども、慌ただしい時期になってきますので、そのへんにつきましても体調に気をつけて頑張っていただきたいと思います。そういう中での農業委員会の総会に御出席いただいてありがとうございます。

皆様も御承知のとおり、米の値段というのは御存じだと思います。JAさんの今月の仮渡しは2等で2万40円だったかな、ということだそうです。去年が確か仮渡しは1万2,000円か3,000円ぐらいだと思います。その前が1万500円だったですかね、そういうのを思えば燃料も高くなっている、肥料も高くなっている、農薬の価格も高くなっているという場面では、少しは皆さんも落ち着いたかなと思います。この値段が今年だけでなく来年も落ち着けばなあというのは思いますが、でも願うばかりです。

それからもう一つ、先日、人・農地プランの検討委員会というのがありました。農業委員会としては、目標地図の素案ができ上がっているということです。この素案をもとにまた中心経営体の担い手さんを集めて、さらに確認作業と、それにかけあって修正作業というのを10月の終わりから年内にかけてまた実施するということですので、それにつきましてまた皆さん方にも御案内があると思いますので、その際には御出席、御参加をいただいて御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

そういうことをお願いして議事のほうに入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

ます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは議事に入ります。

本日は議第50号から54号までの40件の議案の審議、それから、報告第23号、15件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名は、委員番号9番の上田龍介委員と10番の西依雅孝委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。併せて、採決の際には、議決権のある農業委員のみで挙手のほうをよろしくお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、議第50号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は7件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第50号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和6年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、大浜町の申請人で、大浜町の田433㎡を労力不足と借入地取得のため売買するものです。

2番、玉名の申請人で、玉名の畑83㎡を耕作不便と相手方の要望のため売買するものです。

3番、玉名の申請人で、玉名の畑430㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

4番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,201㎡外3筆、計3,944㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

5番、岱明町の申請人で、岱明町の畑84㎡を耕作不便と相手方の要望のため売買するものです。

6番、熊本市と岱明町の申請人で、岱明町の田1,859㎡を労力不足と規模拡大のため賃貸借権を結ぶものです。

7番、天水町の申請人で、天水町の田758㎡を経営縮小と経営拡張のため売買

するものです。

以上7件、合計7,591㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また10月1日、2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をよろしくお願いいたします。

では1番をよろしくお願いいたします。

○推3番（佐藤浩光君） 推進委員3番の佐藤です。1番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は借入地取得での売買となっています。譲受人はトマト、水稻を作付けされており、玉名市の認定もとられています。現在も申請地で作付けされており、現地調査の結果、何ら問題ないと思います。

御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番と3番は同じ委員さんですので、続けてよろしくお願いいたします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。2番の案件について説明します。

申請地は玉名の岡公民館近くの畑です。譲渡人は耕作不便、譲受人は相手方の要望の売買です。許可申請後、茶畑として利用されることになっています。

10月1日に現地調査を実施しましたが、申請地が譲受人の自宅近くであり、管理していくことには特に問題ないと思います。

次に3番の案件について説明します。申請地はこちらも玉名の岡公民館近くの畑です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張での売買です。申請地には野菜を作られるということで特に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をよろしくお願いいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。4番の案件について説明します。

譲渡人は高齢で後継者もなく労力不足ということです。譲受人は経営規模拡張による売買です。全部で4筆あり、1筆は野菜、3筆は栗を作られます。譲受人は農

機具等も所有しており、現地調査をした結果、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。5番の案件について説明します。

この土地は道路拡張による残地であり、譲渡人の自宅からは耕作不便な場所であり、譲受人の自宅前ということで、相手方の要望により84㎡を無償贈与するものであります。なお、譲受人は野菜を作る予定です。

現地調査の結果、何ら問題はないと考えられますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推12番（森尾由成君） 推進委員12番、森尾です。

本件は賃貸借契約の申請が出ております。本人の親がそれぞれ元家新家という関係で、一緒に暮をやっておりましたけれども、どちらも親が亡くなり相続をするということで、今まで賃貸借契約をしておりませんでしたけれども、この際きちんと賃貸借契約をやりたいということで申請が出ております。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして7番をお願いします。

○19番（丸山和則君） 推進委員19番、丸山です。7番の案件について説明いたします。

場所的には天水支所より約2km、立花集落内の農地です。譲渡人は規模縮小、譲受人は経営拡張のため購入されます。

1日の現地調査にも両者立ち会いの下、問題なく終わっております。審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条の申請7件につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御質問、御意見等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問がなければ採決に移らせていただきたいと思います。

議第50号農地法第3条の規定による許可申請7件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、

議第50号の7件につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第51号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。申請件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 3ページをお願いいたします。

議第51号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和6年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が滑石の田498㎡で、備考欄の理由により使用貸借権設定だったものを所有権移転に計画変更するものです。

以上1件、498㎡を御提案しております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、1番につきまして委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。1番の案件について御説明します。

所有権移転でないと融資銀行が抵当権の設定ができないための権利設定の変更ということです。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

事業計画変更承認申請について、今、委員の説明が終わりました。皆さんのほうから御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第51号5条許可後の事業計画変更承認申請1件につきまして、原案どおり承認することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第51号につきましては、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第52号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

なお、2番と4番につきましては顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページになります。

議第52号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。

令和6年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田628㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が中尾の畑、現況雑種地外1筆、計771㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が岱明町の田、現況畑475㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

4番、申請物件が岱明町の田、現況公衆用道路114㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上4件、1,988㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また10月1日、2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は葬儀場西側500mぐらいの場所です。転用目的は共同住宅2棟、2階建てで8世帯分です。転用面積は628㎡、建物の用地が343.17㎡、駐車場が165.5㎡、通路103.11㎡、駐輪場10.64㎡です。申請地は道路より低いために南側にL型ブロックを設置し、80cmほど盛土をする。周辺は北側は道路、東、西、南側は住宅、給排水計画は、給水は北側道路の市上水道に接続、生活雑排水、汚水は北側道路の市下水道に接続します。雨水は浸透枳にて集水し、北側道路側溝に放流します。被害防除対策、外周に柵を設置し、土砂の流出がないように努める。もし苦情などが発生した場合は、申請者が責任をもって対処するとのことです。

現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番には顛末書が出ていますので、事務局のほうから読み上げます。

○係長（園木俊範君） ― 2 番の案件について顛末書朗読 ―

○議長（下川 安君） ただいま受付番号 2 番の顛末書が読み上げられましたので、2 番から委員の説明をよろしくお願いします。

それでは 2 番をお願いします。

○3 番（村上孝夫君） 農業委員 3 番、村上です。2 番の案件について説明します。

申請地は玉名中学校そばにあります。転用面積は 6 7 2 m²と 9 9 m²です。駐車場として車 2 5 台と 7 台の予定です。給排水計画については、給水、生活雑排水については発生しない。雨水は前面道路側溝に放流します。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3 番をお願いいたします。

○推 1 0 番（徳山幸博君） 推進委員 1 0 番、徳山です。3 番の案件について説明します。

申請地は、国道 2 0 8 号線の岱明町西照寺交差点より県道大野下線を 5 0 0 m 上り切った右側です。申請者は現在熊本市内のアパートに住まれているのですが、かねてより自己専用住宅を持ちたいと思って土地を探していたところ、本件土地を相続で取得しましたので、適正地と判断しました。雲雀が丘団地の入り口辺りで、北は農地、南が道路、西と東に住宅がありますが離れています。木造瓦葺き平屋建てで、建築部分面積 2 3 0 m²、駐車スペース 8 5 m²、庭部分は 4 0 m²、進入路 1 2 0 m²、計の 4 7 5 m²です。給排水については公共施設に接続し、雨水については水量枥を設置し、うわ水を道路側側溝に流します。整地のみ行いますが、万が一被害等が発生した場合は、責任をもって対応するとのこと。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

次に、受付番号 4 番は顛末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） ― 4 番の案件について顛末書朗読 ―

○議長（下川 安君） ただいま受付番号 4 番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いします。

○1 2 番（植田勝登君） 1 2 番農業委員の植田といいます。

現地を確認しました。現地というのが岱明町の福祉センターの隣の場所なんですよ。ここに顛末書にもさっき説明ありましたように、昭和 6 0 年に土地を購入したというようなところで。そのときに、まだ本来ならここに書いてある農地法にかか

る手続きをしなければならなかったんですけどもしていなかったということで、今回ですね、新たにそういう申請が出ましたので、これは非常に良い例だと思いますので、今後こういう例があったらですね、皆さん方も法律に従ったところでやってもらえれば非常に助かると思います。私は妥当だと思っております。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請につきまして委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移させていただきます。

議第52号農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第52号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第53号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。件数は9件です。

なお、3番につきましては始末書、5番と8番につきましては顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第53号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の畑1,130㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

2番、申請物件が築地の畑224㎡外1筆、計234㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。次の議第53号3番と関連しております。

3番、申請物件が築地の畑45㎡外1筆、計55㎡で、転用目的は宅地拡張及び進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、

第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が山田の畑266㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が山田の畑0.97㎡外1筆、計17.97㎡で、転用目的は進上路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が伊倉南方の田445㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が寺田の畑1,475㎡で、転用目的は養蜂用巣箱置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町の畑、現況雑種地389㎡外1筆、計499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が天水町の畑445㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上9件、合計4,566.97㎡につきまして、申請内容を農地用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また10月1日、2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

それでは、受付番号1番、2番につきまして、同じ委員さんですので続けてよろしく願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

1番の申請地は玉名魚市場から500m行ったところにあります。転用面積は1,130㎡です。建売住宅3棟です。給水計画では玉名市上水を利用します。雨水は下水には放流せず、隣接道路の東側に放流させ、位置指定道路の溝を経由して放流します。生活雑排水、汚水は公共下水を利用するそうです。万が一被害が出た場合は、責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

続きまして、2番の案件について説明します。

申請地は四十九池神社のそばにあります。転用面積は224㎡と10㎡、個人住宅と進入路です。給排水計画については、上水道と下水道を利用します。雨水は自然浸透できない雨水は西側の道路側溝に流します。防除被害計画は、被害が生じた場合は自分で責任をもって速やかに対応することでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

次の3番につきましては始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号3番の始末書が読み上げられましたので、受付番号3番、それから4番につきましても同じ委員ですので、続けて説明をよろしく願います。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。3番の案件について説明します。

申請地は2番の隣にあります。転用面積は45㎡と10㎡です。宅地拡張、進入路です。給排水はありません。雨水は自然浸透、造成はもうしてあるので、万が一被害が生じた場合は責任をとるそうです。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

続きまして、4番の案件について説明します。

申請地は山田公民館そばにあります。転用面積は266㎡、駐車場4台分です。給排水計画としては、給水、生活雑排水、汚水の処理方法はなしで、雨水処理方法は隣接道路側溝へ排出します。万が一被害が生じた場合は、責任をもって対応することでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） 次の5番には顛末書が出ていますので、顛末書を先に事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 5番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 5番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願います。

それでは5番をよろしく願います。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。5番の案件について説明します。

申請地は4番の案件の近くにあります。転用面積は17.97㎡です。進入路として使います。給水はありません。雨水は地下浸透を図るとともに、余剰雨水及びコンクリート塗装部分に北側に緩やかな傾斜を設けて、北側隣接地に設けた排水溝に排出します。生活雑排水はありません。汚水はありません。万が一被害が出た場合は対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。6番の案件について説明します。

申請地は伊倉小学校から南に300mの場所にある農地です。申請人は、申請地北側の場所で税理士事務所を経営されています。現在使用されている駐車場が狭く、確定申告時期やその他の税務申告時期にお客様に大変迷惑をかけている。駐車場を早急に確保したいとのこと。そのため南側に隣接している申請地、水田445㎡を借地して利用できないかと所有者に相談されていたところ、既に水田として借地しているので契約を解約できれば問題ないとのことでした。申請者は既に解約済みとのこと。給排水計画ですが、給水は必要ありません。排水処理方法は、敷地に雨水溜め枡を設置し、敷地浸透します。被害防除計画は、申請地は周りより低いいため盛土をして現在の駐車場と同じ高さにします。隣地境界にはブロック等があり、周辺あるいは隣接に農地はありません。万一周辺農地等に被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は、申請者が責任をもって解決します。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして7番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。7番の案件について説明します。

申請地は八嘉寺田地区消防小屋より北へ500mの場所です。譲受人は玉名市にある塗装業を営む自営業者で、事業のかたわら養蜂を営んでおり、現在20箱ほど所有しておられます。養蜂箱を設置するには、人けがなく、交通量が少なく、山や林など花が多い場所が好ましく、申請地は人家から離れており、近隣は農地や山林であることから、ミツバチが活動するには最適の土地ということで選ばれました。

ミツバチの種類はニホンミツバチで、販売、譲渡を目的とするものではなく、巣箱も重箱式巣箱であるため、熊本県の許可を要しません。およそ1箱から30ほど

採れ、自家消費や親戚に配布しています。ミツバチは巣を去ることも多くなかなか増やしづらいものですが、今後は採取量を増やして自家消費することを考えておられます。

給排水計画では、上水については特に給水を利用することはありません。また、汚水、生活排水も生じません。雨水については自然浸透で対処します。被害防除計画では、申請地は北側と南側を除いて平坦であることから、特に造成工事は行わず、直接日光が当たらないように花の咲く樹木やひまわりなどの花を植える計画です。ニホンミツバチの行動範囲は1～2km程度とされています。近くの養蜂活動と範囲が重なることもなく、また攻撃性は低いとされており、巣を攻撃することがなければ周辺の耕作者に影響を与えるとはないということです。万が一周辺農地に被害が生じた場合及びその恐れがある場合は、譲受人が責任をもって解決しますとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の8番につきましては顛末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 8番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 8番の顛末書が読み上げられましたので、8番から委員の説明をよろしくお願いいたします。

それでは8番をよろしくお願いいたします。

○推13番（美崎 毅君） 推進委員13番、美崎です。8番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は親子関係です。申請地は、市営住宅の西側にあります。申請人は大牟田市内のアパートに親子4人で住んでおり、子育てを行う中、不安もあり、隣接したところに両親がいれば子育て、また経済的にも安心できるので、個人住宅で平屋建て住宅と駐車場を予定しています。転用面積は499㎡で、建築面積は121.44㎡、申請地周辺は、西側は道路で車の出入口です。東側、南側の境にはブロックを3段積み上げています。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、汚水、生活雑排水は公共下水道を使用します。雨水については敷地内に浸透枳を設置し、自然浸透させます。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○推 17 番（坂口春義君） 推進委員 17 番、坂口です。9 番の案件について説明します。

申請地は天水町野部田のお寺から南に約 40 m の場所で、集落内の中にある農地です。申請人は実家に住んでおり、家族が増え手狭になってきたため、実家隣接地に新築を申請するものです。申請地の周辺は、北側は自己所有の宅地、東側は市道、西側、南側には宅地が点在しております。転用面積は 445 m²で、建築面積は 72.87 m²の平屋建ての住宅となります。給排水の計画については、給水は井戸水を使用、生活排水は農業集落排水へ接続します。また、雨水については東側市道の道路側溝へ放流します。なお、万一問題が生じた際には、転用者が責任をもって対処することになっております。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5 条申請につきまして委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御質問、御意見等ございますでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問、御意見がなければ採決に移らせていただきます。

議第 53 号農地法第 5 条の規定による許可申請 9 件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第 53 号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第 54 号農用地利用集積計画の決定を議題といたします。件数は 19 件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 7 ページをお願いいたします。

議第 54 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和 6 年 10 月 7 日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

8 ページから 9 ページの総括表と 10 ページから 11 ページまでの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

11 ページをお願いします。

今回は所有権移転が 5 件の 6,802 m²、利用権設定が 14 件の 46,780 m²、合計 19 件、53,582 m²の集積です。いずれも農業経営基盤強化促進法第 18

条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第54号農用地利用集積計画の決定19件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第54号につきましては、原案どおり決定いたします。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 続きまして報告に移ります。

報告第23号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書についての15件を事務局より報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 12ページになります。

報告第23号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和6年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回12ページから15ページまでの15件、合計27,453㎡の解約通知を受理しております。

以上で報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、これをもちまして、令和6年第11回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後2時49分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年10月7日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

上田 龍介

農 業 委 員

西依 雅孝